25 日工会第 281 号
2025 年 9 月 19 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 3 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2025 年 9 月 16 日（火）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 24 名：うちオンライン参加 12 名

部 会 長	柴田　明仁（オ ー ク マ）	
副部会長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）
同	大橋　敏雄（ジェイテクト）	柴田圭太郎（ジェイテクト）
同	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	久保田晃正（スター精密）
同	小澤　裕二（高 松 機 械）	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）
同	中平　弘樹（DMG 森精機）	吉村　　司（中村留精密）
同	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	宮嶋敬一郎（ファナック）
同	㈹桜井　裕久（ブラザー工業）	小畑　哲朗（ホ ー コ ス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
事 務 局	辻　　知成、礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「第 3 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）2025 年度各種講習会・研修会について

①事務局より、資料 No.1～5 に基づき、前回（第 2 回）会合において討議した、「2025 年度工作機械の国内外輸出管理講習会」、「2025 年度工作機械の輸出管理研修会」の講演項目案等について、8 月 28 日に実施された講師との打合せ内容と併せて、以下要旨の説明があった。

＜輸出管理講習会＞

ア．講演項目変更（案）を基に各講師の講演項目について検討した。

イ．2026 年 2 月 9 日に大阪、10 日に名古屋、16 日・17 日に東京（講習会及び動画撮影）にて開催（受講定員は大阪：40 名、名古屋：40 名、東京：50 名）。
ウ．講習プログラムの各講師を柴田委員、大橋委員及び松浦委員が担当（講演時間は講師により 40 分ないしは 80 分）し、質疑応答を 20 分、個別相談会を 40 分としたい。
エ．講習プログラム①工作機械の輸出管理制度の仕組みについてはキャッチオール規制の概要や目的などに関する説明を新たに追加。
オ．講習プログラム②工作機械の輸出許可申請の工程については、輸出後の対応として事前同意に関する説明を新たに追加。
カ．講習プログラム③直近の改正内容に基づく対応については、経産省の改正の概要資料を基にキャッチオール変更点を説明。

＜輸出管理研修会＞
ア．講演項目変更（案）を基に各講師の講演項目について検討した。
イ．2026 年 3 月 18 日に名古屋、19 日に東京にて午後から開催（受講定員は名古屋：40 名、東京：50 名）。
ウ．講習プログラムは、①工作機械貨物（技術）の輸出時（提供時）のポイント（ここ 1 年間で事務局に寄せられた質問事項を中心に解説）、②日工会発行文書の解説として各講師を大橋委員、久良委員が担当（講演時間は各 90 分、質疑応答は 15 分、個別相談会は 30 分）。
エ．講習プログラム①工作機械貨物（技術）の輸出時（提供時）のポイントに新たに「特一包括許可（インド、シンガポール、マレーシア、フィリピン向け）改正」を追加。
オ．講習プログラム②日工会発行文書の解説に新たに「中古工作機械の実測結果　製造者チェックフォーム」に関する説明を追加。

＜海外講習会＞
ア．海外講習会の講師は、松浦委員が担当し、開催時期として、2025 年 12 月 12 日（2.00pm-5.00pm　現地時間）にオンライン形式で実施。
イ．対象国については、2025 年 5 月 28 日に特一包括許可制度によりシンガポール、マレーシア、フィリピン向けの輸出が新たに認められたことを踏まえ、講師との協議のうえ、これら 3 か国を対象とすることとした。
ウ．また、対象国の時差が 1 時間以内でおさまることから、オンライン開催における運営効率や参加者の利便性向上等も加味。

②以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。
研修会が今回午後のみの開催となったため、終了後のアンケートで「もっと時間をかけて講義をしてほしかったか（午前から実施した方がよかったか）」確認をする。

③柴田部会長より「2025 年度の各種講習会・研修会は、事務局からの説明

どおりの方向で進めていく。アンケート結果で出てきた各回の要望や質問は表にまとめ、実施の有無を講師と事務局で確認したうえで、対応方法等を部会内で検討していきたい。」旨の説明があった。

（２）2025 年度各種講習会・研修会講演項目に係るアンケートについて

①事務局より、資料 No.6～7 に基づき、前回（第 2 回）会合での各アンケートに対する意見を踏まえた修正版として、「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等に関するアンケート修正（案)」、「特別一般包括許可の活用条件に関するアンケート修正（案)」について説明があった。

②説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

＜中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等に関するアンケート修正（案）＞

ア．まだチェックフォームへの問い合わせは少ないが、電話等でのやり取りでは 1 件 1 台というケースが多い印象。

イ．前回の部会の意見はほぼ反映されており、特段問題はない。問い合わせからそこから先に進むケースが今のところなく、台数までおちてはいない現状のため件数だけでよい。

ウ．より簡潔なアンケートとするために台数の記載は不要でよい。

エ．アンケート結果を研修会で活用する場合、講師としては 1 月中旬までに集計されていると助かる。

オ．通常、1 月に部会は開催していないが、事前質問やアンケートの集計結果を部会で共有するため、1 月に臨時部会の開催を検討。

カ．問い合わせ件数は、いつ時点までのものとするかをあらかじめ決めておき、展開する方がよい。

キ．同一問い合わせ先から、時を置いて別の内容の問い合わせがあった場合、まとめて 1 件として扱うか、別々の件数としてカウントするか、事前に取り扱いを決めておく必要がある。

ク．併せて、同一貨物で異なる業者からの問い合わせは、別々にカウントするかどうかを決めておく必要がある。

＜特別一般包括許可の活用条件に関するアンケート修正（案）＞

ア．Q6 は一般包括許可を持っていない会社もあるため、「今後一般包括許可から～」の部分を削除し、「今後特別一般包括許可の取得を検討されますか」に変更する。これにより、個別許可で対応している会社も一般包括で対応している会社も両方含まれる。

イ．Q6 に付随して、特一包括許可を取得しているが今後個別で継続するかについて、「はい／いいえ」の選択肢を追加するのも一案。

ウ．Q7 はすでに移設検知装置を設置している場合は回答できないため、

現時点で「り地域」向けに移設検知装置を搭載していない設問に限定する。

③柴田部会長より「本日の討議を踏まえ、事務局にて各アンケートの内容の修正を行う。各アンケートの実施時期を 10 月 16 日の第 1 回輸出管理委員会で告知し、11 月上旬に調査依頼を実施する。締切は 11 月 28 日までとし、12 月中にアンケートを集計する。また、委員でアンケートの内容について気づいた点があれば、今月中を目処に事務局に連絡をしていただきたい。」旨の説明があった。

（3）輸出審査システムの導入に関するアンケートについて

①事務局より、資料 No.8 に基づき、前回（第 2 回）会合後委員から提案された修正内容を踏まえた修正版として、「輸出審査システム導入に関するアンケート調査修正（案）」について説明があった。

ア．Q6～10 は委員から提案された設問となる。

イ．発案者曰く、2026 年 4 月～12 月：システム要件定義等の検討期間、2027 年 1 月～3 月：システムの決定（購入パッケージ or 開発システムベンダーの選定）、2027 年 4 月～2028 年 3 月：システム開発期間（パッケージのカスタマイズ）、2028 年 4 月稼働を予定とのこと。

ウ．また、発案者は、マッチングはアンケート内容の導入済みパッケージおよび基幹システムを確認したうえで、検討を希望。

エ．実施時期は本部会で承認後、10 月末締切で行う予定。

②説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．Q6 の選択肢「輸出許可申請」は、実際には申請後の管理（定期報告やユーザ使用状況報告など）もシステムで運用されているかを意図して記載。

→許可条件管理のようなイメージであれば、よりわかりやすくするために、「輸出許可申請（許可条件管理）」に修正。

イ．Q6 の「輸出許可申請」の選択肢は「取引審査」の方がしっくりくる。

→「輸出許可申請」の選択肢を残しつつ、「顧客審査」に「用途審査」が含まれていることが分かるようにするか、別で「用途審査」の選択肢を設ける。

ウ．Q12 で「はい」と回答し、事務局からマッチングの提案をする場合、他社とのマッチング対応が可能かどうかの設問も併せて必要。よって、Q12 は、単に「他社との情報交換にご興味はありますか？」に修正し、「はい」の場合は、他社からの問い合わせに対して、対応可能か否かの「はい／いいえ」設問を設け、対応可能な企業と不可能な企業を事務局側で把握（リスト化）しておく。

エ. 情報交換希望の申し出が事務局にあった場合、情報交換の対応が可能な会社に BCC で展開し、期限までに返答がなければ対応不可とみなす。その中で対応可能と返信した会社と希望者を事務局がつなぎ、情報交換の具体的な内容は、マッチングされた企業間で詰める。

③柴田部会長より「本調査は輸出管理委員会の委員会社を対象に調査を行い、実施時期は事務局のペースにて実施する。」旨の説明があった。

（4）需要者等における誓約違反事象に関する調査結果について

①事務局より、資料 No.9～12 に基づき、需要者等における誓約違反事象に関する調査の結果について、以下要旨の説明があった。

ア. 2024 年 1 月から 12 月にかけて経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数は 18 件。そのうち無断再移転が 3 件、無断再販売が 12 件、無断再輸出が 3 件となった。

b.年間の集計結果による対比では、2023 年（33 件）と 2024 年（18 件）となった。

c.誓約書の種類別では「Type2」が全体の 72%を占め、引き続き大半を占めている。

d.違反の多くは「無断再販売」に集中しており、全体の約 66%を占めた。

e.事前相談の有無を見ると、「なし」が 94%を占めており、事前相談を経ないまま違反に至っているケースが大半を占めている。

イ. 2015 年 1 月から 2023 年 12 月までに経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数の累計は 381 件となり、そのうち再発防止のための予防処置が済んでいない未完了案件は 125 件。

b.今回の調査で 未完了案件は 125 件のうち、30 件が完了となり残りの未完了案件は 95 件となった。

②委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア. 資料 9 の No2、No3 の違反の種類が無断再移転、無断再販売で様式 Type3 となっているのはおかしいため確認が必要。

イ. 移設検知装置を搭載して違反をした 5 社のうち、インセンティブを活用したのは No17 のみであり、他の 4 社がインセンティブを使用しなかった理由を回答企業に確認。

ウ. インセンティブを使用して様式 14 を提出しなかったケースも調査対象に含めるのか次回の調査時に明確にしておく。

エ. No.8、No.13 について、経産省への報告日と当該事案を知った日との間に期間が空いている理由を確認。

オ．前年に低減傾向が見られたものが対策によりさらに減少している事例、逆に対策を講じているにもかかわらず問題が解決していない事例、特定の企業が過去の調査結果において毎年繰り返し報告されている事例などは単年の数値だけでは見えないので経年変化を踏まえたデータを提示してほしい。

③討議の結果、委員から挙がった意見や経年変化のわかるデータの作成を踏まえ、10 月 16 日（木）に開催される第 1 回輸出管理委員会にて報告することとした。

（5）NSG の UPR 化に向けた対応について

①資料 No.15 をもとに、NSG の UPR 化に向けた課題認識と対策を検討するため、P7 の表「運用通達・案」と「役務通達・案」について、委員による読み合わせを行った。

②委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア. 国際レジームで PA 規制が工作機械に対して行われないと判断された場合でも、日本独自の規制として通達レベルで PA を維持する場合、その規制の閾値である 6μm という数字を今後もずっと堅持するのか、あるいは ISO・JIS からでているような UPR から PA への換算係数を用いるのか共通認識を持っておきたい。

イ．資料 No16 では UPR と PA の間に相関関係がないという主張と理解をしている。そうすると 6μm という現行の規制値を変更するにはそれなりの根拠が必要。

ウ．P7 の表下段「役務通達・案」にはグレーゾーンの考え方が含まれておらず、P8 がグレーゾーンを加味した内容となっている。

③次回部会では資料 No.15 の P9 以降から読み合わせを行うこととした。

（6）その他

①第 1 回輸出管理委員会を 10 月 16 日（木）午後に開催予定。会場は機械振興会館の会議室に空きがないため、東京駅周辺で実施する予定。主な議題は今年度の活動テーマの審議など。

②次回（第 4 回）部会を、2025 年 10 月 31 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

③次々回（第 5 回）部会を 2025 年 11 月 21 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

以上

配布資料

(1)【講師検討後】2025 年度工作機械の輸出管理講習会国内開催企画(案) 2025.9.16
(2)【講師検討後】2025 年度工作機械の輸出管理研修会 企画（案）2025.9.16
(3)【講師検討後】 2025 年度工作機械の輸出管理講習会海外開催企画（案）2025.9.16
(4)【講師検討後】輸出管理講習会・研修会・講演項目
(5)【講師検討後】国内講習会・研修会・海外講習会共通の実施予定表
(6)「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」アンケート修正案
(7)「特別一般包括許可の活用条件」に関するアンケート修正案
(8)輸出審査システム導入に関するアンケート調査修正案
(9)需要者等における誓約違反事象アンケート調査票(2024 年 1 月～12 月)
(10)需要者等における誓約違反事象【未完了一覧】（2015 年 1 月～2023 年 12 月）
(11)需要者等における誓約違反事象調査（2024 年 1 月～2024 年 12 月分）結果概要
(12)需要者等における誓約違反事象調査（2015 年～2024 年）結果概要
(13)NSG の UPR 化に伴う海外生産機の取扱いについて(輸出管理部会用検討資料)
＜以下再配布＞
(14)輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが
一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について
（ディスカッションペーパーの主なポイント）
(15)輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが
一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について
（ディスカッションペーパー）
(16)WA スイス提案に関する日工会の意見（METI 審査課殿との打ち合わせ資料）
（ディスカッションペーパー別紙）